

渋川警察署協議会議事録

(令和7年度第3回定例会議)

開催日時	令和7年11月25日(火) 会議 午後1時から午後2時まで 視察 午後2時から午後4時まで		
開催場所	会議 渋川警察署 会議室、マイクロバス車内(渋川警察署から江田庁舎までの間)及び鑑識科学センター 会議室 視察 鑑識科学センター		
出席者	委員 (定数12人)	高橋会長 飯島委員 本多委員 中澤委員 湯本委員 石関委員 塚越委員 俣田委員 飯塚委員 小鮎委員 森田委員	計 11人
	警察	佐藤署長 石田副署長 星野警務課長	計 3人
	その他		
議 事 の 概 要			
<p>1 署長挨拶</p> <p>皆様方には、公私ともにお忙しい中御出席いただき、また、平素から警察行政各般にわたり、御支援、御指導を賜り改めて感謝申し上げます。</p> <p>管内の治安情勢は、刑法犯認知件数がやや減少傾向にあるものの、交通事故件数は増加しているところであり、当署としては、引き続き協議会委員の皆様を始め、住民の方々の御意見や御要望を、できる限り警察の業務運営に反映させていけるよう努力する所存である。</p> <p>今後とも、我々警察に対する忌憚のない様々な御意見をいただき、これを真摯に受け止め、今後の警察署の業務運営に積極的に反映させていきたい。</p> <p>2 概況説明事項(説明者 署長)</p> <p>(1) 刑法犯認知状況</p> <p>(2) 重要犯罪・重要窃盗認知状況</p> <p>(3) 主な手口別発生状況</p> <p>(4) 特殊詐欺認知状況</p> <p>(5) 被害防止活動</p> <p>(6) 各市町村の犯罪発生状況</p> <p>(7) 交通事故発生状況</p> <p>(8) 交通事故抑止活動</p> <p>(9) 主な事件・検挙状況</p> <p>(10) 110番通報受理内容</p> <p>(11) 警察安全相談受理内容</p> <p>3 協議</p> <p>(1) 意見、要望等(○～委員、●～署長等)</p> <p>○ 警察で行っている、特殊詐欺や闇バイトの抑止・啓蒙活動を教示願いたい。〔質問〕</p> <p>● 特殊詐欺被害防止については、被害に遭いやすい高齢者世帯を中心に広報啓発活動を行っている。</p>			

最近では、国際電話による不審電話が多発していることから、国際電話を受けないための取組の推進として、国際電話不取扱受付センターの教示、固定電話に取り付け可能な特殊詐欺被害防止対策装置の貸出しを継続して行っているほか、市町村の行っている同機器購入助成金の啓発活動も行っている。

特殊詐欺の予兆電話に関する相談が寄せられた場合は、上州くん安全安心メールによる情報発信を行い、そのほか、ボランティア団体と連携した街頭活動を行っている。

闇バイト防止については、高等学校等で行っている情報モラル講習会と併せてSNSの危険性について指導するとともに、少年が、闇バイト等犯罪実行者の募集に対してアルバイト感覚の安易な気持ちで応募しないように呼びかけている。本年3月に県と県警察共同で闇バイト撲滅宣言を行ったが、その中の「探さない、応募しない、実行しない」の3原則を元に広報啓発活動を行っている。

また、闇バイトに応募したが、実行前に離脱し警察に保護を求めてきた者に対する保護対策も徹底し、報復等への被害防止を行っている。〔回答〕

○ 警察官募集のポスターを掲示したいと考えているが、ポスターの入手方法等を教示願いたい。〔質問〕

● 実際の募集期間中のものや、年間通じて掲出できる一般的なものなども各種あるため、掲出可能であれば、各時期ごとのポスターを持参したい。〔回答〕

○ 国道17号線の伊熊信号交差点で、沼田方面から渋川方面へ向かう上りがかなり渋滞していた。赤城方面からの通行車両はそれほど多くないようなので、感応式にするなどの対応は可能か。〔質問〕

● 感応式の信号機は、主道路と従道路の交通量の差が大きい交差点に有効と言われている。質問の伊熊信号交差点は、赤城インターとの接続路線となっており、交通量のどの程度あるのかを確認した上で、対応を検討したい。〔回答〕

(2) 答申事項

前回定例会議で「良好な自転車交通秩序実現のための自転車マナーアップ方策」について委員に諮問をしたところ以下の答申がなされた。

ア 講話の際等に、具体的事例などを織り交ぜて話すことによって相手の心に響く教養を行う。

イ 事故に遭った場合の危険性などを、当事者の話等で具体的に知らせていく。

ウ 家庭内や周囲の教育が重要であるため、親子で学ぶ機会を作る。

エ 道路交通法等の改正に合わせた、わかりやすいパンフレットやマニュアルを作成し、各学校の教員や保護者も教育のために使用できるようにする。

オ 児童、学生等の場合、本人任せにするのではなく、家族を含めた周囲の安全意識を醸成する。

カ 企業や団体、大学などで交通ルール講習会を複数回実施していく。

キ 学校や企業、地域団体等から推薦された個人であったり、積極的な取組をしている団体や個人に対して表彰を行う。

ク なるべく多くの機会、多くの人が集まる場所を選定してチラシ等を配布し、周知徹底を図る。

ケ シールやステッカーなどに遵守事項等を印刷し、夜間光るようにするなど、利用者が貼りたいと思える効果的なものを作成・配布する。

コ 113項目あるといわれる自転車違反を周知させる。

サ 警察独自のイベントや市町村等と協力したイベント、また、マナーアップ向上月間等を設けて集中的に広報活動をする。

シ 自転車安全利用に関する標語やスローガンなどを募集し、インターネット上に広告

を掲載する。

ス 自転車免許取得制度を導入する。

セ 違反者に対して厳正に取締りを行う。

ソ ヘルメットの機能やデザインの発展を企業に促し、警察からも紹介する。

タ 自転車安全利用5則を周知徹底する。

チ 児童、学生等に対し、自転車ルールの周知徹底方法に関する意見を聞く。

4 視察等の行事

令和7年12月17日午後2時から午後4時までの間、鑑識科学センターの視察を行った。

5 備考

令和7年度第4回定例会議は、令和8年2月に開催することとした。